



診療所の指定管理者 制度導入について

羅臼町長
知床らうす国保診療所 開設者
脇 紀美夫

1. はじめに

羅臼町では、医療崩壊により、入院や夜間救急の受け入れ停止、そして病院の診療所化、指定管理者制度の導入など、この間、関係者のご協力をいただきながらさまざまな問題解決に向けて取り組んでまいりました。

今回、これまでの当町の取り組み内容につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

2. 現状

羅臼町は、知床半島の東側に位置し、根室海峡の厳しくも豊かな海とともに漁業を基幹産業として発展してきました。また、平成17年7月には知床が世界の宝として世界自然遺産に登録され、「知床の豊かな恵みと美しさを全人類のために後世に伝える」という使命の実現に向けて努力しているところです。

しかし、少子化や漁業の低迷による生産人口の流出などから、現在、総人口は5,893人、高齢化率は23.7%に達しており、今後も人口は減少、高齢化率は上昇することが予想されています。

このことから、当町では高齢者を中心とした慢性疾患や漁業における外傷などに対する医療ニーズが高く、町内唯一の公的医療機関としての役目を果たすとともに、住民の安心・安全を確保するためにも安定した診療所経営の下で良質な医療を継続的に提供することが求められています。

3. わが町の医療崩壊

当町の医療崩壊は、平成19年度に始まります。

平成19年度末に看護師が相次いで退職するなど、入院や夜間救急の受入ができない状況になったことに加えて、診療報酬の引き下げなどの影響から毎年の赤字額が増加し、病院時代の不良債務は6億5千万円にまで達していましたが、この額は当町の一般会計予算額の約17%にもなり、このままでは当町が財政再生団体へ転落しかねないほどの危機的な状況にありました。

このことから、町全体として不良債務を解消しなければならないにも関わらず、現状の病院のままでは不良債務が増える状況は変わらないため、病院の形態を変えることを具体的に検討し、診療所に転換することを決断しました。

4. 病院から診療所への転換

病院の診療所化については、当時、町民1,400人の反対署名が提出されたのを受け、町議会の特別委員会、町民参加の検討会議、総務省が派遣する公営企業アドバイザー、職員のプロジェクトチームの4つの組織や専門家に提言をいただくこととしましたが、いずれも、診療所化はやむを得ないという提言を受けました。

平成20年度に診療所への転換を行いました。入院や夜間救急の受入ができない状況に変わりはなく、夜間救急は車で1時間余り離れた町立中標津病院に搬送となるため、高規格救急車を3台に増車するとともに、救急救命士を増員し、AEDも町内各施設に追加配置するなど、救急搬送体制などの強化も図ったことに加えて、平成21年10月には道東ドクターヘリも運用が開始され、地域住民の安心につながりました。

しかし、診療所への転換後も経費削減などの経営改善策を講じてきましたが、一般会計からの繰入金は依然として大きく、さらなる経営改善の必要な状況は続いていました。

5. 羅臼町の医療ビジョンの策定

持続可能な医療体制を確保するためには、羅臼町として医療にどんなビジョンを持ち、限られた設備・予算・社会資源の中で診療所にどんな役割を期待しているのかを明確にする必要があることから「羅臼町の医療ビジョン」を策定しました。

「羅臼町の医療ビジョン」は、羅臼町の総合計画の重点施策「地域医療の推進」の理念を受けて、医療・保健・福祉各分野における基本的な考え方を提示するとともに、取り組みの方向性を示し、行動の指針とするものです。

羅臼町の医療ビジョンの重点項目

- ① 医療・保健・福祉の連携による地域包括ケアの推進
- ② 介護・疾病予防と在宅支援をするための医療・保健・福祉の連携

今後は、この「羅臼町の医療ビジョン」を実現するために、医療・保健・福祉の連携の下、地域住民・団体などと連携・協働しながら施策を展開していくこととしています。

6. 指定管理者制度の導入

持続可能な地域医療を提供していくためには、持続可能な安定した診療所運営と医師をはじめとする医療スタッフの確保が重要であることから、民間法人の経営ノウハウを生かした効率的な診療所経営による安定的な運営と医療サービスの提供が必要であると考え、指定管理者制度の導入を検討していたところ、道東ドクターヘリによる救急の受け入れや、三次医療圏の医療・福祉・介護に積極的に取り組ん

でいた「社会医療法人孝仁会」から、羅臼町の医療に対する支援・指定管理者制度の導入についてご理解をいただき、平成23年2月24日に指定管理者制度導入について基本合意に至りました。

その後、指定管理者への運営移管の具体的な諸準備を進め、老朽化した診療所本体の建て替えが終わりました平成24年7月から「社会医療法人孝仁会」による診療所の運営が始まり、「羅臼町の医療ビジョン」に沿った医療が提供されるとともに、24時間救急受入も再開されました。

また、10月からは常勤医師が2名体制となり、14床の入院も再開され、地域住民は一様に安堵しているところです。

7. おわりに

当町の医療は、「社会医療法人孝仁会」による指定管理者制度の導入により持続可能なものとなりつつありますが、今後とも、医療と保健と福祉が連携し、羅臼スタイルの「地域包括ケアシステム」の推進を図りながら、町民のための「みんなで育む、みんなの診療所」であり続けるために、「社会医療法人孝仁会」と共にその役割を果たしていきたいと思っております。

また、当該事例が「社会医療法人」の「へき地診療所」を支援する新たな「へき地医療支援」の成功事例となれば、地域医療再生の一助になるものと信じています。

なお、今日に至るまでご支援やご尽力いただきました、羅臼町医療経営・医療再生の両アドバイザー、各医療機関や関係機関をはじめとする多くの皆様に感謝申し上げます。

北海道医報へのご投稿等について

◇広報委員会◇

北海道医師会では、会員の皆さまから「学術投稿」「会員のひろば」等各種原稿を下記要領にて募集しております。是非ともご投稿いただきたくお願い申し上げます。

なお、写真作品のご投稿につきましては、ホームページに「フォトギャラリー」を設けておりますので、ご応募ください。

投 稿 要 領

1. 原稿の締切
毎月10日までにいただいたものは原則として翌月号に掲載となります。ただし、「会員のひろば」については、受付状況により掲載号を決定します。
できるだけメール等の電子メディアでお寄せください。
2. 原稿の体裁と字数制限
 - (1) 原則として横書きといたします。
 - (2) 引用文以外は、すべて当用漢字、現代かなづかいを使用してください。
 - (3) 誤字、脱字、明らかな間違い等は広報委員会において訂正いたします。
 - (4) 1回の掲載紙面は、原則として2頁を限度とします。
医報1頁は約2,200文字です。ただし、タイトル、写真、図表等を含んでおりませんのでご考慮ください。
 - (5) 長文原稿および連載物は、広報委員会にて採否決定の上で分割掲載、掲載号等を決めさせていただきます。
3. 原稿の訂正、返却
次の場合は、広報委員会の決定に基づき、執筆者に対し訂正を求めるか、または返却いたします。
 - (1) 特定の個人・団体を誹謗、中傷する内容
 - (2) 匿名の投稿
 - (3) 本誌以外に既掲載のもの、あるいは投稿中のもの（二重投稿）
ただし、特に必要と認められる場合はこの限りではない
 - (4) その他掲載に支障がある内容
4. ホームページへの掲載
特にお申し出のないかぎりホームページに掲載されますので、予めご了承ください。

連絡先：北海道医師会事業第一課
 TEL 011-231-7661 FAX 011-252-3233
 E-mail : ihou@m.dou.jp